

高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県広域水道企業団が行う水道事業の給水対象外の区域（高松市内の区域に限る。以下「対象区域」という。）に居住する者が、自己の用に供する飲用水の安定的な確保を図るため、自家用給水装置の新設又は改修を行う場合に、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自家用給水装置 自らの居住を目的とした住宅において、自己の用に供する飲用水を確保するため設置する取水装置、浄水装置及び配水装置であって、次に掲げるものをいう。

ア 井戸等

イ 給水ポンプ

ウ フィルター

エ 流量計

オ ミキシングタンク（混合器）

カ マンガン除去装置

キ 除鉄層

ク 滅菌装置

ケ その他飲用水を確保するために必要な装置

(2) 新設 新たに飲用水を確保するため、自家用給水装置を設置すること、又は既設の自家用給水装置に新たな自家用給水装置を追加することをいう。

(3) 改修 浄水装置を有する既設の自家用給水装置の修繕（交換を含む。）をすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第7条第3項の規定による申請の日において、対象区域に引き続き1年以上住所を有する者で、自家用給水装置の新設又は改修を行うもの

(2) 自己に課された本市の市税の額のうち、第7条第3項の規定による申請の日の前日までに納期（納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日以降に到来するものを除く。）を完納している者

（対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、自家用給水装置の新設又は改修を行う事業（以下「対象事業」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、県その他の団体の補助等を受けることができる場合

(2) 飲用水以外に使用する目的で設置する場合

(3) 自家用給水装置の性能及び機能を維持することが目的の場合

(4) 既設の自家用給水装置により飲用水が確保されていると認められる場合

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の2分の1以内の額とし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

(1) 自家用給水装置の新設又は改修に要する設備費用及び工事費用

(2) 水源の確保のための調査費用又はその測量費用

(3) 水質検査に要する費用

(4) その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定による補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「事前協議者」という。)は、あらかじめ高松市生活用水確保対策事業事前協議書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長と協議しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図及び自家用給水装置の配置配管図
- (2) 前条第1項各号に掲げる費用の見積書の写し
- (3) 水質検査報告書の写し(市長が必要と認める場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(現地調査及び交付の申請)

第7条 市長は、前条に規定する事前協議書の内容を審査し、相当と認める場合は、現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の現地調査に基づき、対象事業としての適否について検討し、その結果を事前協議者に通知するものとする。

3 前項の規定により、対象事業として相当である旨の通知を受けた者は、高松市生活用水確保対策事業補助金交付申請書(様式第2号)に収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第3項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、高松市生活用水確保対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は高松市生活用水確保対策事業補助金交付却下通知書(様式第4号)により、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

(変更等の承認申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る対象事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をしようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、高松市生活用水確保対策事業変更等承認申請書(様式第5号)

を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認め承認をすべきものと決定したときは、高松市生活用水確保対策事業補助金変更等承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市生活用水確保対策事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 工事代金の請求書（内訳を含む。）及びその領収書の写し

（2） 工事工程写真

（3） 補助事業完了後に実施した水質検査報告書の写し（市長が必要と認める場合に限る。）

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付指令）

第11条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、補助金の額を決定し、高松市生活用水確保対策事業補助金交付指令書（様式第8号）により補助決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに所定の請求書により、補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実地検査)

第14条 市長は、補助事業に対する補助金の交付を適正に執行するため、当該職員に自家用給水装置の整備状況を確認させることができる。

(維持管理)

第15条 補助事業者は、自家用給水装置の維持管理について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲用水の水質保全のために適切な維持管理を行うこと。
- (2) 定期的に水質検査を行うこと。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(高松市塩江生活用水確保対策事業補助金交付要綱の廃止)

2 高松市塩江生活用水確保対策事業補助金交付要綱(平成17年9月26日施行)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 改正後の高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申請に係る補助金について適用し、同日前の交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申請に係る補助金について適用し、同日前の交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

ふりがな
氏名

㊟

電話番号

高松市生活用水確保対策事業事前協議書

次のとおり高松市生活用水確保対策事業を実施したいので、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、協議します。

なお、この事前協議に当たり、私の高松市における市税の納税状況及び住民票の記載事項を確認することについて同意します。

| | |
|----------------|---|
| 1 事業種別 | 新設・改修 |
| 2 施工場所 | 高松市 |
| 3 事業概要 | |
| 4 事業に要する費用の予定額 | 円 |
| 5 着手・完了予定年月日 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |
| 6 添付書類 | (1)設置場所の位置図及び自家用給水装置の配置配管図 (2)高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第5条第1項各号に掲げる費用の見積書の写し (3)水質検査報告書の写し（市長が必要と認める場合に限る。） (4)その他市長が必要と認める書類 |

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所
氏名 ふりがな ⑨
電話番号

高松市生活用水確保対策事業補助金交付申請書

高松市生活用水確保対策事業補助金の交付を受けたいので、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、私の高松市における市税の納税状況及び住民票の記載事項を確認することについて同意します。

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 高松市生活用水確保対策事業 |
| 2 事業種別 | 新設・改修 |
| 3 施工場所 | 高松市 |
| 4 事業概要 | |
| 5 補助申請額 | 円 |
| 6 工事業者名 | |
| 7 着手・完了予定年月日 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |
| 8 添付書類 | (1) 収支予算書 (2) その他市長が必要と認める書類 |

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市生活用水確保対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

| | |
|----------------|---|
| 1 事業名 | 高松市生活用水確保対策事業 |
| 2 補助金交付 予定額 | 円 |
| 3 交付条件 | <p>(1) この補助金は、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 事業の内容を変更するとき。</p> <p>イ 事業を中止しようとするとき。</p> <p>ウ 事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったとき。</p> <p>(3) 事業が完了したときは、高松市生活用水確保対策事業実績報告書を提出してください。</p> <p>(4) 市長は必要があると認めたときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は事業の執行状況について実地検査をさせます。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を求めます。</p> |

様式第4号（第8条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市生活用水確保対策事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次の理由により交付できないので、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

交付できない理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

ふりがな
氏名

印

高松市生活用水確保対策事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業
について、次のとおり（変更・廃止）をしたいので、高松市生活用水確保対策
事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

| | | | |
|------------|---------------|-------|--|
| 1 事業の変更 | 変更後の 補助申請額 | | |
| | 変更の 内容 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| 2 事業の廃止 | 廃止予定 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 3 変更・廃止の理由 | | | |
| 4 添付書類 | | | |

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市生活用水確保対策事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった変更等については、次のとおり承認したので、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

| | | |
|-------|----------|---|
| 事業の変更 | 変更前交付決定額 | 円 |
| | 変更額 | 円 |
| | 変更後交付決定額 | 円 |

* 交付条件については、当初交付決定通知書のとおりです。

| | |
|-------|-------|
| 事業の廃止 | 年 月 日 |
|-------|-------|

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所
ふりがな
氏名

印

高松市生活用水確保対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて実績報告をします。

| | | | |
|---------|---------|---|-----|
| 1 交付決定額 | 円 | | |
| 2 完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 収支決算 | (収 入) | | |
| | 科 目 | 決算額 (円) | 備 考 |
| | 補 助 金 | | |
| | 自己負担額 | | |
| | 計 | | |
| | (支 出) | | |
| | 科 目 | 決算額 (円) | 備 考 |
| | 設備・工事費 | | |
| | 調査・測量費 | | |
| | 水質検査費 | | |
| | そ の 他 | | |
| | 計 | | |
| | 4 添付書類 | (1) 工事代金の請求書（内訳を含む。）及びその領収書の写し (2) 工事工程写真 (3) 補助事業完了後に実施した水質検査報告書の写し（市長が必要と認める場合に限る。） (4) その他市長が必要と認める書類 | |

様式第8号（第11条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市生活用水確保対策事業補助金交付指令書

年 月 日付けで申請のあった、高松市生活用水確保対策事業に対し、次のとおり補助金の額を確定し、交付します。

年 月 日

高松市長

1 確定補助金額 円

2 条 件

- (1) この補助金は、高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 市長は必要があると認めたときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は事業の執行状況について実地検査をさせます。
- (3) 市監査委員から要求があるときは、監査を受けなければなりません。
- (4) 高松市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を求めます。